

独立業務実施者の保証報告書

〔 自 2017 年 4 月 1 日
至 2018 年 3 月 31 日 〕

PwCあらた有限責任監査法人

独立業務実施者の保証報告書

2018年4月23日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
理事長 郡 篤 孝 殿

PwCあらた有限責任監査法人

東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

業務執行社員 公認会計士

仲澤孝宏

業務執行社員 公認会計士

飯堂進康

範囲

当監査法人は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが作成した2017年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）の「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率（案）」について保証業務を行った。

理事者の責任

理事者の責任は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律第75条」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条」に基づき、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率（案）」を作成することにある。

業務実施者の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した手続に基づき、独立の立場から「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率（案）」に対して実施した手続に基づく結論を表明することにある。

当監査法人は、国際監査・保証基準審議会が公表した国際保証業務基準第3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（ISAE3000）に準拠して限定的保証業務を実施した。

本限定的保証業務においては、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率（案）」が「使用済自動車の再資源化等に関する法律第75条」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条」に基づき正しく算出されていることについて証拠を入手するための手続が実施される。

限定的保証業務は、実施した手続に基づいて、業務実施者が、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率（案）」が、「使用済自動車の再資源化等に関する法律第75条」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条」に準拠して算出されていないと信じさせる事項が認められたかどうかに関して結論を表明するため、合理的保証業務に比べて手続の範囲が限定される。

本限定的保証業務においては、主として質問、観察及び文書の閲覧が実施され、入手した証拠の評価が行われる。ただし、当監査法人は、以下の手続を実施したが、本限定的保証業務は、内部統制の理解などのリスク評価手続の点でも、評価したリスクに対応する手続の点でも、その範囲が合理的保証業務より実質的に狭い。

したがって、本限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていれば得られたであろう保証水準よりも低い。

職業倫理、独立性及び品質管理

当監査法人は、誠実性、客観性、職業専門家としての実施能力と正当な注意、秘密保持、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則を基礎とする国際会計士倫理基準審議会の公表した職業会計士に対する倫理規程の独立性及びその他の職業倫理規定を遵守した。

また、国際品質管理基準の第1号を適用しており、従って、職業倫理規定、職業専門的基準及び適用される法令等の要求事項の遵守に関して文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを保持している。

結論

当監査法人が実施した手続及び入手した証拠に基づく限りにおいて、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率(案)」が、「使用済自動車の再資源化等に関する法律第75条」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第70条」に準拠して算出されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

目的及び想定利用者

「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率(案)」は、使用済自動車の再資源化等に関する法律等により公益財団法人自動車リサイクル促進センターの資金管理業務諮問委員会に提出するために作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、公益財団法人自動車リサイクル促進センターのみを利用者として想定しており、公益財団法人自動車リサイクル促進センター以外に利用されるべきものではない。

記

当監査法人は、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率(案)」作成に関連する業務環境の理解及び内部統制の整備状況を理解した上で、再資源化預託金等特定資産運用益に対する分析的手続及び以下に記載した手続を実施した。

I. 預託されて期中に入金となった資金の運用状況及び期末残高の検討を行うために、以下の手続を実施した。

- ① 債券管理システムから出力された2017年度の「債券取引明細表」を入手し、当期に債券を取得した取引全件について、資産管理サービス信託銀行株式会社からの「信託財産運用状況報告書(決算)」と照合した。
- ② 債券管理システムから出力された2018年3月末の「債券残高明細表」を入手し、額面合計について資産管理サービス信託銀行株式会社からの「信託財産運用状況報告書(決算)」と照合した。また、「信託財産運用状況報告書(決算)」に記載されている信託元本の金額は、当監査法人が資産管理サービス信託銀行株式会社から直接入手した確認状と照合した。
- ③ 再資源化預託金等の管理に関する会計の預金について、2018年4月13日時点の会計システムから出力された2018年3月「貸借対照表 試算表(月次)」と2018年3月末の残高証明書を照合した。

II. 「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率(案)」に記載された金額、利益を検証するために、以下の手続を実施した。

- ① 2. 「2017年度の運用利益金の総額等」の「下記(1)(2)(3)(4)の合計額」の金額について、計算突合を実施した。
- ② 2. (1) 「2017年度において再資源化預託金等を用いて得た運用利益金(再資源化預託金等特定資産運用益)の総額」の金額について、2018年4月13日時点の会計システムから出力された2017年度「正味財産増減計算書試算表」の「再資源化預金等特定資産運用益」の金額と照合した。また、「総勘定元帳」の「再資源化預託金等特定資産運用益」勘定に計上された金額のうち、債券利息の入金額については、抽出したサンプルについて、資産管理サービス信託銀行株式会社からの「信託財産運用状況報告書(決算)」と照合し、未収利息については、債券管理システムから出力された「未収収益明細表」と照合し、償却原価法による償却金額については、債券管理システムから出力された「償却額明細表」と照合した。また、債券管理システムから出力された「償却額明細表」の全件について、再計算を実施した。
- ③ 2. (2) 「2016年度の利益計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額」の金額について、「再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2016年度の利率」の「2016年度の運用利益金の総額等」、「2016年度末における再資源化預託金等の残高」、「2016年度末における2015年度までの運用利益金の残高」及び「利率」に基づき計算突合を実施した。
- ④ 2. (3) 「2017年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等」の金額について、リサイクルシステムから出力された「当年度の利息計算で切り捨てた1円未満の端数合計」及び「当年度預託金取消にて発生した誤差額」と計算突合を実施した。
- ⑤ 2. (4) 「2016年度以前に請求され、2017年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、2016年度までの複利計算をした元利合計額と支払額との差額」の金額について、リサイクルシステムから出力された「前年度以前に請求され、当年度に返還された預託金等について、前年度までに複利計算をした元利合計額と支払額との誤差」と照合した。
- ⑥ 3. 「2017年度末における再資源化預託金等の残高」の「下記(1)(2)の合計額」の金額について、計算突合を実施した。

- ⑦ 3. (1) 「2017 年度末における再資源化等預託金の残高」及び3. (2) 「2017 年度末における情報管理預託金の残高」の金額について、リサイクルシステムから出力された「再資源化預託金等残高集計表」と照合した。
- ⑧ 4. 「2017 年度末における 2016 年度までの運用利益金の残高」の「下記 (1) から (2) (3) (4) (5) の合計額を減じた額」の金額について、計算突合を実施した。
- ⑨ 4. (1) 「2016 年度末の運用利益金（未払再資源化預託金等利息）の残高」の金額について、2016 年度監査済財務諸表と照合した。
- ⑩ 4. (2) 「2017 年度に再資源化預託金等の払渡し等に付して支払った利息の総額」の金額について、調査日時点の会計システムから出力された「収支試算表兼予算残高表」の「408750 未払再資源化預託金等利息支払支出」、「408950 未払再資源化預託金等利息支払支出」及び「410309 未払再資源化預託金等利息支払支出」の金額と計算突合を実施した。また、「総勘定元帳」の「預払渡 未再利支出 再資源化等預託金払渡支出（再資源化支援部）」、「預払渡 未再利支出 再資源化等預託金払渡支出（その他）」、「預払渡 未再利支出 情報管理預託金払渡支出」に計上された金額について、リサイクルシステムから出力された「仕訳票」と照合した。
- ⑪ 4. (3) 「2016 年度の利率計算において利率の小数点以下 5 位未満切捨て処理にて生じた差額」の金額について、2. (2) の金額と照合した。
- ⑫ 4. (4) 「2017 年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた 1 円未満の端数を合計した額等」の金額について、2. (3) の金額と照合した。
- ⑬ 4. (5) 「2016 年度以前に請求され、2017 年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、2016 年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額」の金額について、2. (4) の金額と照合した。
- ⑭ 5. 「利率」の算式の計算結果について、計算突合を実施した。

以 上

2018年4月16日

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
資金管理センター

再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率(案)

自動車リサイクル法第75条及び同法施行規則第70条の規定に基づき、再資源化預託金等に付する利息の計算で使用する2017年度の利率(案)を下記のとおり算出する。

1. 利率の算式

2017年度の運用利益金の総額等(下記2.)を、2017年度末における再資源化預託金等の残高(下記3.)と2017年度末における2016年度までの運用利益金の残高(下記4.)の合計で除して算出。(小数点以下5位未満切捨て)

2. 2017年度の運用利益金の総額等

下記(1)(2)(3)(4)の合計額: 6,968,448,551円

- (1)2017年度において再資源化預託金等を運用して得た運用利益金(再資源化預託金等特定資産運用益)の総額: 6,925,269,622円
- (2)2016年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額: 2,029,193円
- (3)2017年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等: 7,618,491円
- (4)2016年度以前に請求され、2017年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、2016年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額: 33,531,245円

3. 2017年度末における再資源化預託金等の残高

下記(1)(2)の合計額: 858,505,963,754円

- (1)2017年度末における再資源化等預託金の残高: 844,662,409,274円
- (2)2017年度末における情報管理預託金の残高: 13,843,554,480円

4. 2017 年度末における 2016 年度までの運用利益金の残高
下記(1)から(2)(3)(4)(5)の合計を減じた額: 73,877,852,091 円
- (1)2016 年度末の運用利益金(未払再資源化預託金等利息)の残高: 79,968,578,250 円
- (2)2017 年度に再資源化預託金等の払渡し等に付して支払った利息の総額: 6,047,547,230 円
- (3)2016 年度の利率計算において利率の小数点以下5位未満切捨て処理にて生じた差額: 2,029,193 円
- (4)2017 年度の再資源化預託金等の払渡し等に付する利息を算出する際に切捨てた1円未満の端数を合計した額等: 7,618,491 円
- (5)2016 年度以前に請求され、2017 年度に中古車輸出した自動車所有者へ返還された再資源化預託金等について、2016 年度までの複利計算をした元利合計額と支払金額との差額: 33,531,245 円

5. 利率

$$6,968,448,551 \div 932,383,815,845 = 0.00747379\dots$$

となるので、小数点以下5位未満を切捨てた結果は 0.00747 となる。

以上